

事務連絡
平成30年2月14日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

観光庁が実施する「災害時において一時滞在施設や避難所となる宿泊施設の
バリアフリー化」について（ご連絡及びご依頼）

平素より防災行政について、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

観光庁では、平成30年度第2次補正予算において、「宿泊施設バリアフリー化促進事業」として、宿泊施設のバリアフリー化を支援するための補助事業予算を計上しております。

内閣府としましても、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針において、「設定した避難所の数では不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を確保すること。」と明記しており、このような施設をバリアフリー化することは望ましいと考えておりますので、下記依頼内容にご協力いただくとともに、ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、管内市町村にもご連絡及びご依頼をお願いいたします。

記

依頼内容：地方自治体において、要配慮者に関する定めの有無に関わらず、災害時における宿泊施設提供に関する協定を締結している場合、協定書の写しをご提出いただくようお願いいたします。なお、協定締結のない地方自治体につきましては、特にご回答の必要はありません。

提出方法：協定書を pdf 化し、内閣府（防災）の下記の担当に直接メールにてご提出をお願いいたします。

提出期限：平成31年2月25日（月）

提出先：takaaki.tsutsumi.a2b@cao.go.jp（担当：堤）

備考：ご提出いただきました協定書の pdf データにつきましては、内閣府担当から観光庁へ共有させていただきます。

【本件問合せ先】

内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
担当：石田、堤
TEL：03-3501-5191